平成２０年度第５回岐阜県入札監視委員会議事概要

平成２１年３月２７日（金）
議会東棟３階　執行部控室

【県建設発注工事、資格停止の運用状況等に関する質疑応答】

（質疑無し）

【抽出事案に関する質疑応答】

１　県単 治山工事（飛騨市宮川町林小沼地内）

Ｑ：　今回の工事は小規模な工事が集まったものであるが、これくらいの規模の場合は、やはり一括発注をすることが多いのか。
Ａ：　３箇所の工事のうち、宮川林地区の工事が９０％を占めており、他の工事は小規模であったため一括発注とした。
Ｑ：　今回の工事は災害復旧工事で金額が安いが、契約金額は妥当か。
Ａ：　崩壊地の規模も小さく、治山工事としては傾斜も緩やかであり、ブロックやコンクリート構造物を使用せず、丸太の筋工だけで雨水の処理ができることに加え、植生マット等を張ることで復旧することができるということで、金額的には安い。
Ｑ：　１者だけが入札率が低く、他はすべて高い入札率である原因はどのように考えているか。
Ａ：　この１者が現場に一番近い業者であり、地理的には有利であるということもあったと思う。あとは業者の手持ち工事の問題等もあると思う。純工事費までは殆ど設計と同じで、現場管理費や一般管理費部分がかなり下げてある。
Ｑ：　この種の工事で指名される業者は、今回指名した業者がほとんどか。
Ａ：　飛騨農林事務所の管内では、山腹工事等は今回指名した業者を指名することが多い。
Ｑ：　その場合は、落札する業者は今回のように入札率が低く、残りは非常に高いのか。
Ａ：　そのようなことはない。治山工事だと９０％くらいが多い。今回の工事の入札率が特別低い。

２　県単　橋梁修繕工事（主要地方道　白鳥明宝線ほか　郡上市明宝寒水　ほか 地内）

Ｑ：　今回の工事は、４橋の一括発注であるが、４橋の割合は、どのくらいか。
Ａ：　寒水大橋は約８００万円、大楢大橋は約２５０万円、神戸橋が約２００万円、中津谷大橋が約１５０万円となっている。
Ｑ：　一括発注であるということは、寒水大橋が７、８割を占めているのか。
Ａ：　寒水大橋が一番大きく、約半分を占めている。
Ｑ：　４橋は地理的に若干離れているが、一括発注した方が合理的なのか。また、業者からみれば、一般的にこういった補修は、それほど利益が上がるものではないので、入札が不調で終わることも想定され、そういう観点からも、ある意味で一括発注は必要なのか。
Ａ：　ご指摘のとおり。他にも、スケールメリットによる費用低減も期待できる。また、発注者側の事務手続きも簡素化できる。
Ｑ：　落札率が低いが、塗料の性能等で調整されることはないか。

Ａ：　県発注の仕様に基づいて業者が積算をするが、見積書を比較したところ、労務費、材料費共に直接工事費では大差のない積算となっていた。ただし、諸経費については差が出た。したがって、使用する材料等については問題無い。

Ｑ：　指名業者が岐阜市に偏っており、地元の業者が指名されていない。発注者側の事務手続きが煩雑となることはわかるが、もう少し発注単位を小さくして、地元の塗装業者でも入札に参加できるようにすることも考えるべきではないか。

Ａ：　塗装工事の業者は岐阜市や大垣市に多く、郡上市にはない。中濃地方からも指名したが、交通の便や、技術力、実績等を考慮すると岐阜市が多くなってしまう。

３　郡上特別支援学校高等部校舎改修工事（郡上市八幡町那比地内）

Ｑ：　入札を辞退した業者が多いが、原因はどのように考えているか。

Ａ：　全業者に電話で確認したところ、単価的に厳しいという回答が多かった。他にも、人夫がいない、工期が取れないといった回答もあった。単価的に厳しいため、入札金額が予定価格に隣接していると考えている。

Ｑ：　人夫がいないような、もともと工事ができない業者を指名すること自体が問題ではないか。

Ａ：　工期も迫っており、郡上市内のＣ等級の全業者を指名した。

Ｑ：　辞退する業者がこれだけ多いと、それが正当な競争になるかという疑問を持ってしまう。また、入札率が９９％台というのも疑問がある。指名業者は、全て郡上市内の業者であるが、他の地域の業者でも工事はできるのではないか。

Ａ：　今回は、地元を優先的に指名した。

Ｑ：　業者を指名をする際に、人夫の空き具合は、あらかじめ確認するのか。

Ａ：　そこまでは確認していない。

Ｑ：　もし人夫が不足しているのであれば、指名された後の辞退よりも、その一歩前の段階での辞退というのも、あり得るのではないか。

Ａ：　下請けに依頼することもあり、業者としては難しいのではないか。

Ｑ：　設計事務所に設計と積算を依頼したとのことであるが、入札結果をみると、非常に厳しい積算金額だったと思う。今回のような約２千万円の工事で、入札金額の差が僅かであるのは、どのように考えるか。

Ａ：　積算額が厳しいため、予定価格の辺りに集中してしまったと考える。設計事務所の実施設計での積算額も精査したが、結構厳しく積算されていると感じた。

Ｑ：　予定価格の設定に問題は無かったのか。これだけ辞退が出る工事ということは、実際に校舎を改修したが、工事に手抜きがあるといった懸念はないか。予定価格を絞った結果、次々と欠陥が出てきたということでは問題である。予定価格を絞れば絞るほど良いという問題でもない。

Ａ：　今回の工事は、建築と機械・電気設備を一緒に発注したため、元請の建築業者が、機械・電気工事を下請けに出さざるを得ないということで、見積価格が高くなっていることも考えられる。

Ｑ：　特別支援施設として、この学校を利用することは急に決定したのか。

Ａ：　特別支援学校の整備については、「子ども輝きプラン」の中で計画的に取り組んでいるが、今回の郡上特別支援学校高等部の移転に関しては、４月当初は全く計画になかった。

Ｑ：　教育委員会の２０年度の計画の中に盛り込まれていなかったのか。

Ａ：　特別支援学校では、４月から次年度の入学者に対する相談を受けて、次年度の児童生徒数を把握していくが、今回は予想以上に生徒数が増えたため、通常ではこうした学校を作るということは９月補正予算で予算化することはないが、やらざるを得なくなったということで、急遽、予算計上した。そのため、利用する施設等の決定も遅かった。今回は、時間的な余裕も無かったため、

一般の設計事務所に積算を依頼した。そのため、かなり厳しい積算金額であったことも、入札率が高かった理由であると理解している。

４　県単 治山工事（飛騨市宮川町林小沼地内）

Ｑ：　当該箇所内の別事業（災害関連緊急治山事業）についても、今回の落札業者と同じか。
Ａ：　別の業者が落札している。
Ｑ：　今回の工事は金額的には少ないが、これは土砂を排出するのみか。
Ａ：　防護柵と土砂取りの金額である。
Ｑ：　中部電力の発電所が被災したということは、県で補償等が発生しているのか。
Ａ：　中部電力からは、復旧工事を早く行って欲しいという依頼はあったが、補償にについての話は一切無い。
Ｑ：　随意契約にした理由は緊急性が求められるということだと思うが、今回の工事は２７２万円であるが、当該箇所内で施工予定の工事の全体額は、どのくらいか。
Ａ：　数千万円程度となる。
Ｑ：　結果論であるが、施工予定の工事をやっておけば今回の災害は発生しなかったのか。
Ａ：　県下を危険地区ということで約６千箇所を指定しており、順次着手するよう努力している。

５　公共 地方道路交付金事業（道路改築）工事（債務） 岐阜関ヶ原線（安八郡神戸町丈六道地内）

Ｑ：　今回の工事は、今までの総合評価落札方式とは違う方法である加算方式を採用しているが、今回この方式を採用した理由は何か。
Ａ：　全国的には除算方式が多いが、加算方式も一部の自治体で取り入れており、試行的に実施するということで、６件について加算方式を実施した。基本的な考え方としては、除算方式より加算方式の方が、技術力が高いほうが落札しやすい形となる。要するに、技術点の影響で逆転現象が発生しやすくなる。
Ｑ：　今回も逆転現象が発生しているのか。
Ａ：　今回の案件では、除算方式でも順位は変わらない。
Ｑ：　除算方式では、入札価格で技術点を割るので、単位価格当たりの価値がどれだけかという考え方であるが、今回は、技術点と価格点の全く違うものを連結させており、それがどういう考え方なのか良くわからないため、この考え方の背景を説明してほしい。
Ａ：　除算方式は単価あたりの点数の価値で決めるので非常にわかりやすいが、加算方式では点数の価値は見えにくく、その点数が何を表しているかは説明が難しい。これは、一つの方法として理解して頂きたい。岐阜県はまだ試行的であるが、知っている限りでは４県ほど、加算方式に取り組んでいると聞いており、国土交通省においても、現在試行していると聞いている。
Ｑ：　価格評価点の算定について、「１００×（１－入札価格／予定価格）」となっているが、例えば、予定価格の１割引で入れたとすれば、価格点が１０点となると理解すればよいか。そうすると、例えば２つの業者がいて、これが競っている場合、予定価格に対する率で１％の違いが１点の違いということになるのか？
Ａ：　今回の場合はそのようになる。
Ｑ：　例えば、技術点の技術所見で５点差が開いた場合、これを３０点換算すると７点の開きとなる。また、地域要件についても、県内の本店の有無、除雪業務の実績等で２～３点違ってきて、これを３０点に換算すると３～４点の差が開いてしまう。こうした評価点について、どのように考え

るのか？

Ａ：　これは全国的な話であるが、公共工事の品確法では、価格と共に品質も求める必要があることとされている。そのため、総合評価では、災害時等の様々な応援活動のことを考え、地元の建設業者も育成する必要があるということで、地域要件も設定してある。これらも技術点の中に入れることで、総合的に品質と価格の両方を見ながら判断することになる。以前は、国も当然一番安い業者が落札することが会計法で決められていたが、品確法ができてから、技術力も加えた判断で落札決定ができるといった仕組みとなっている。施工能力、企業能力、技術者能力をどこまで判断するか、地域要件をどれくらいの率で入れるかは、各県によって色々なパターンがある。

Ｑ：　技術点のウエイトがこれだけ高くなると、例えば入札結果について不服の申し立てがあったときに、県が行った評価に対して説明する必要があるが、県としては厳しい立場に立たされるという気がする。

Ａ：　それは、当然なことであり、技術を公正な立場で評価するためには、審査委員も責任を持つ必要があり、不服の申し立てに対しては、明確に答える責任がある。
入札公告では、総合評価で行うことはもちろん、企業能力で何点つけるか、地域要件で何点つけるか等について全て掲載しているので、それを承知で業者は入札に参加することになる。これまで、不服の申し立ては無い。

Ｑ：　技術評価点の評価項目のうち、施工能力の技術所見について、主観性が入る要素は無いか。

Ａ：　各事務所で５～６人の検討部会で点数をつけて、それを資格委員会に協議して、なるべく主観を排除し、客観的な事実に基づいて採点をしている。また、事務所での審査の後、外部の委員が入った総合評価の審査会でも意見聴取している。

Ｑ：　今回の場合、逆転現象が起きたケースなので、品質は大事だが、入札制度の基本に戻ると、あまりこういうことが頻繁に起きると、納税者の方に説明が難しいので、注意しなければならない。

Ｑ：　将来的には加算方式を中心にしていこうということか。

Ａ：　現時点では試行的に実施しており、引き続き検討したいと考えている。

６　公共　床上浸水対策特別緊急事業工事（木曽川水系　長良川　岐阜市岩田西　地内）

Ｑ：　落札業者の入札金額が、他社と比較して低いが、予定価格はどのように積算を行ったのか。

Ａ：　予定価格は通常、平均的な施工料と人件費等に基づいて積算している。落札業者は、特殊な能力があり、機械も安く利用できるため、入札金額が低かったとのことである。しかし、かなり無理をして落札しており、適正な利潤がでる価格ではないと思う。年間の仕事量から、どうしても落札したいという意思が相当強かったとも聞いている。

７　公共　水質保全下水道事業　水処理施設（２３～２５池目）土木工事（各務原市前渡西町地内）

Ｑ：　今回の工事は、総合評価落札方式の除算方式を採用しているが、これを加算方式とした場合はどうなるか。

Ａ：　落札業者と２番目の業者との差は小さくなるが、結果はかわらない。

Ｑ：　加算点が４０点満点である理由は。

Ａ：　今回の工事は、技術提案型の総合評価落札方式を採用している。県の標準で、技術提案型は４０点満点で、技術所見が３０点満点、特別簡易型は２０点満点となっている。